

令和 8 年 第 2 回

茅ヶ崎市議会定例会議会議案  
(その 2)

令和 8 年 6 月 2 5 日 提出

目 次

議会議案第 7 号	茅ヶ崎市議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示 -----	3
議会議案第 8 号	独立行政法人都市再生機構法第 25 条第 4 項の規定に基づく家賃減免の実施に関する意見書 -----	6
議会議案第 9 号	地方財政の充実・強化を求める意見書 -----	9

茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和8年6月25日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 早川 仁美

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 長谷川 由美

同 岡崎 進

同 菊池 雅介

同 花田 慎

(提案理由)

介護保険法等の改正に伴い、規定を整備するため

## 茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

茅ヶ崎市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年茅ヶ崎市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第9号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改め、同条第13号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改める。

### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

独立行政法人都市再生機構法第25条第4項の規定に基づく

家賃減免の実施に関する意見書

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和8年6月25日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 水本 定弘

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 杉本 啓子

同 藤本 恵祐

同 菊池 雅介

同 加藤 大嗣

(提案理由)

独立行政法人都市再生機構法第25条第4項の規定に基づく家賃減免の実施を求め  
めるため

独立行政法人都市再生機構法第25条第4項の規定に基づく  
家賃減免の実施に関する意見書

茅ヶ崎市内にはコンフォール茅ヶ崎浜見平団地や鶴が台団地等の独立行政法人都市再生機構(以下「UR都市機構」という。)が管理・提供する賃貸住宅(以下「UR賃貸住宅」という。)があり、多くの市民が居住している。UR賃貸住宅の入居者は年々高齢化が進み、年金生活者が増えて家賃負担が重いと感じる世帯が多くなっていて、全国公団住宅自治会協議会が3年ごとに実施している「団地の生活と住まいのアンケート」調査(以下「アンケート調査」という。)でも明らかである。

UR都市機構は、市場家賃を原則としつつ、一方、その公共的使命から独立行政法人都市再生機構法(以下「機構法」という。)第25条第4項において、居住者が高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者でこれらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合は、家賃を減免することができる旨が規定されていながらも、この家賃減免は全く実施されていない。令和5年に実施したアンケート調査の結果によると、「世帯主の高齢化率」は鶴が台団地で78.5%、浜見平団地で82%、世帯収入が「年200万円未満」と回答した者は鶴が台団地で35.6%、浜見平団地で37%、家賃負担等に不安を抱える状況でありながらも「公団住宅に住み続けたい」と回答した者は鶴が台団地で84.3%、浜見平団地で91%という結果になっている。

このような状況の中、団地居住者の実情に鑑み、政府及びUR都市機構は機構法第25条第4項の規定に基づく「家賃の減免」を実施し、UR賃貸住宅に居住する高齢者や低所得者の居住の安定を図るべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日

内閣総理大臣  
国土交通大臣  あて  
独立行政法人都市再生機構理事長

茅ヶ崎市議会

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和8年6月25日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 藤村 優佳理

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 滝口 友美

同 金田 俊信

同 水島 誠司

同 柁木 太郎

(提案理由)

地方財政の充実・強化を求めるため

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

現在、地方公共団体は急激な少子・高齢社会の進行を背景に、子育て支援、医療、介護など全世代型社会保障施策の充実や、地域医療提供体制の確保が強く求められている。

あわせて、人口減少・少子化を見据えた地域活性化対策、脱炭素社会の実現に向けた環境施策、デジタル技術の活用による行政サービスの向上や地域DXの推進など、自治体が担う役割は一層多様化・高度化している。

さらに、近年は自然災害の頻発化・激甚化に加え、公共施設や社会インフラの老朽化への対応も大きな課題となっており、防災・減災対策や耐震化、インフラの維持更新など、市民生活の安全・安心を支えるための継続的な財政需要が増大している。また、長期化する物価高騰やエネルギー価格の上昇は、自治体財政や地域経済、市民生活にも大きな影響を及ぼしており、行政サービスを安定的に提供していくための財政基盤の強化が不可欠である。

2027年度政府予算及び地方財政の検討にあたり、物価上昇に伴う行政経費の増加を的確に反映するとともに、地域間格差なく質の高い行政サービスを維持・提供できるよう、一般財源総額の確保・充実を図る必要がある。加えて、社会全体で進む人件費の確保や、公共施設・社会インフラの維持補修費、防災・減災対策に必要な財源を安定的に確保するなど、持続可能で安定した地方財政基盤の確立を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣

あて

茅ヶ崎市議会